

## 改正派遣法に基づくマージン率の公開

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。※2012 年(平成 24 年) 10 月 1 日施行

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率(%)

↓

$(\text{労働者派遣料金の平均額}) - (\text{派遣労働者賃金の平均額}) \div \text{労働者派遣料金の平均額} \times 100$   
労働者派遣の実績及びマージン率等 ※ 2021 年(令和 3 年)6 月末現在

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について下記のとおり公開します。

- ③ 労働者派遣料金の平均額・・・11,902 円(8 時間 全業務平均)
- ④ 派遣労働者賃金の平均額・・・7941 円(8 時間 全業務平均)
- ⑤ 派遣労働者の待遇決定方式・・・労使協定方式
- ⑥ マージン率平均・・・33.3%
- ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

### ▼ 訓練内容

| 訓練種別   | 対象者 | 訓練方法   | 訓練費用負担額 |
|--------|-----|--------|---------|
| 新規採用教育 | 雇入時 | OFF-JT | 無償      |
|        | 派遣中 | OJT    | 無償      |
|        | 派遣中 | OFF-JT | 無償      |

### ▼ 連絡先

担当 佐藤 090-7069-1784

- ⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)